

# 清代の広東における土客対抗について

前田勝太郎

## まえがき

私はかつて清代の廣東における農民闘争の展開に重要な役割を果した天地会一會党についての論稿<sup>(1)</sup>の中で、土着民と客民・客家の対立にもふれ、これは本来、土着の地主と客民の佃農との対抗関係を基本とするものであったが、清代における貨幣経済の発展による階層分化の進行により、客民の中にも生員・挙人等の資格を有する郷紳一客紳に上昇するものがあつて客民間の対立も見られ、一方、土着民の下降貧窮化するものも多かったから、それだけ矛盾は複雑となり、單に前記

の対抗関係に一元化することはできないこと、また清代中期の嘉慶時代（一七九六—一八二〇）以降に顯在化し、外國勢力の侵略によつて、阿片戦争（一八三九—四二）後に一段と激化した社会的矛盾の中で、農民を主体とする抑圧された階層を結集し、清朝権力の打倒と侵略への対抗とをめざして廣東の全省的規模で蜂起した咸豊四年（一八五四）の天地会の叛乱において、地方当局は客紳を通じて客民を参加土着民の弾圧を利用する分裂策を用い、これに乗せられて土客の激しい

武闘一械闘が十余年に亘つて各地に続発し、その中では双方の民衆が眞の敵対関係を見失つて仇殺掠奪しあう盲目的な動きが多分に見られたが、一面では、その大部分が佃戸・貧農である客民の抗租抗糧を基底とする農民闘争の性格をもつものでもあつたことを述べた。しかし土客対抗を主題とするものではなかつたから一応の言及にとどまつた。小文はこれに若干の補遺を加え、土客の存在から生れる複雑な対抗関係を考察することをめざすものである。<sup>(2)</sup>

## 1

清代の廣東における客民について民国『赤溪県志』卷八附編「赤溪開縣事記」は次のように説明している。清朝は康熙元年（一六六二）、台湾に拠つて清朝への抵抗を続ける鄭氏による擾乱が廣東に波及することを防衛するため、遷海令を発して瀕海各県の居民を五十里の内地に移住させたが、移民は生活に困窮し「漸漸死亡者、十不存其八九」という不安な状況となつたので、同七年、遷海令を廃止したものの、故郷に帰りえたのは「已不得一二」という有様であった。当局は沿海

地域の荒廃を回復するため移民開墾政策を推進し、惠州府・潮州府・嘉応州（広東の東部及び東北部）及び福建、江西の人民を広州府の新寧県、肇慶府の鶴山県・高明県・開平県・恩平県・陽春県・陽江県等（広東の中部）に移住させた。「多与土著雜居、以其來自異鄉、聲音一致、俱与土音不同、故概以客民視之、遂謂為客家云」とある。一般に同族結合が強固であり、血縁関係と地縁関係とが重なりあう」との多い。

<sup>(3)</sup> Myron L. Cohen の客家に関する論考に引用されていふ Charles Piton の一八七〇年の報告は、客家と本地（土着）の混在している地域では、客家は侵入者とみなされており、屢々その地域の偶像崇拜への参加を認められていないから、客家は祖先崇拜で満足するほかないが、しかも彼等は自らの祖廟も持っていないと述べている。偶像崇拜は地域における秩序の象徴である。従つて客民と地主・農民を含む士着全般との間に、当初から対立反目が存在していたのである。

なお清代広東の人口は、康熙二四年（一六八五）一一一万、雍正二年（一七二四）一一三万、乾隆一八年（一七五三）三九六万、乾隆五年（一七六〇）一五二九万、嘉慶二四年（一八一九）二一三九万、

道光一〇年（一八三〇）二二六六万、道光二〇年（一八四〇）二五七四万という数字（この正確度は疑わしいが、大体の傾向を知ることはできるであろう）が示しているように、乾隆（一七三六一九五）嘉慶

（一七九六一八二〇）時代に飛躍的に膨張する。従つて単に清初における当局の政策によるばかりでなく、概略的にいえば、人口過剰の広東の東部及び東北部から、より過疎の中部、更に西部に向つて自動的な移住が大規模に進行したのである。

## 2

嘉慶『增城縣志』（広州府属）卷一「輿地—客民」に  
客民者、來增佃耕之民也。

とあり、光緒『高明縣志』卷一五「前事志」には

夫所謂土著者、其始半田主也、夫所謂客籍者、其始全佃戶也、因田開墾而招徠、因招徠而附籍、宅我宅、田我田、寒也授以衣、饑也餼以粟、為之貸牛種、為之謀家室、當是時土強而客弱、生齒日繁、徒党日衆。

とあり、また同治（一八六二一七四）初年の廣東巡撫郭崇燾の『郭侍郎奏疏』卷二「肇慶各屬土客一案派員馳往弁理情形疏」には  
肇慶客民、原籍皆隸嘉応、其始墾山耕種、傭力為生、土民役使嚴急、仇怨日積。

とある。

また前記 Cohen 論文に引用されているが、一八八六年、B. C. Henryは中部広東について、本地は平野の耕作に適する土地の大部分を占拠しており、一方、客家は高地の農耕に不適な谷間を占有していると記しておる、同じく H. Meyers d'Estray は一八九〇年、広州

府の六県について、本地は一般に豊沃な河川流域に居住しており、より少数の客家は地味の貧瘠な山地の居住に甘んじることを余儀なくされ、先住の本地に小作料を払っているのが通例であるといい、更に客家の移住を無数の小分派による廣東各地への拡散と特徴づけ、客家は一時に一家族あるいは数家族づつで先住土着の地域に入りこんでゆくと述べている。<sup>(7)</sup>

以上のように客民は当初、少数で分散的に移住し、農耕に不適な土地において、その生活と經營の全面を土着の地主に依存せざるをえない劣悪な条件の下におかれた隸属性の高い佃戸・雇農であったが、定住による人口増加の中で同族結合・客民村落の形成あるいは会党への参加によつて次第に土着地主の收奪に対抗していった（恩恵と收奪は盾の両面である）。

なお附言すれば、光緒『豐順縣志』（潮州府属）卷七「風土志——風俗」に

邑多官山、無恒產者、多居山麓、種植薯芋等物。

嘉應州移割之環清、逕心、建橋等處、民皆服畔……地多官山、時興寧、長樂二縣民、寓居嶺谷、種植薯芋等物。

とあり、嘉應州に屬する興寧・長樂二縣から移住した無産の客民が、個別的所有にも共同体所有にも屬さず、その利用が一般に開放されていた無主の官山（山区の概していえば荒蕪地）を占有開墾し、勞苦して肥沃化に努めることにより、次第にその土地の私有への転化を進めていったものと考えられる。このような事例は他の地域にも見られた

と推測されるが、一般的にいえば、これは例外であり、客民が新たに移住したところでは耕地・未耕地を問わず、既にすべての土地に所有権が確立していたといえるであろう。

また嘉慶『增城縣志』（同前）に

客民男女、俱習田功、且耐勞苦、本亦可取、其見恨於人者、在佃耕之例、其例有長批、有短批、長批預定年限、或以永遠為期、磈礪之土、一經承佃、輒不惜工費以漁利、而田主莫能取盈、轉佃他人、亦必先索其值、甚至佃經數易、田主仍有不知者、短批腹壤居多、聽田主逐年招佃、然名為更招、仍不外原佃族黨、苟非其人、則怙勢憑凌、爭訟隨之、至其歲納之租、共立成例、十常不及七八、田主之懦者、則其數更減、稅業被其壟斷、收息既微、不得已而議賣、他人無敢售者、彼乃短勒其價而得之、此則客民惡習、為土著所嗟歎者也。

とあり、客民は男女あわせての勤労と優秀な農耕技術によつて土着地主の瘠地を開墾し、長期に亘る租借によつて生産性を向上させてゆく中で、耕作権を強化して一田兩主を成立させるまでに至り、地主の承認を必要とすることなく転佃・一田面権の売却ができるようになり、数回の転佃を経ても地主がそれを知らないことさえある程に地主・佃戸の身分的支配隸屬關係が稀薄となつてゐる。また短期小作においても地主の権限に属する佃農の交替の場合に、地主が元來の佃農である客民の同族以外のものと契約することは、その同族集団の威力妨害を受けて紛争を生じやすく容易ではない。また地主の収入も抗租によつて成例の七、八割にも及ばない。地主が土地所有による収益の少ないこ

とに嫌気が差して売ろうと思つても中々買手がつかず、結局、客民に安く買いたたかれててしまうというようく、客民が自立性と抵抗力、経済力を強化している場合も見られる。

『広州府志』卷八二「前事略」八に  
後述する咸豐（一八五一—六一）年間の土客械闘に関して、光緒

三月（咸豐六年）新寧客賊起・・・自咸豐初、恩平、開平等處、土民与客民不和、屢相仇殺・・・至是新寧客民、亦思蠢動、春夏間、逆首武舉鐘大鏞、生員鄭鎔黃・・・等、在邑屬那扶・・・等處地方、糾夥立寨、招集外賊焚殺。

とあり、民国『開平縣志』卷二一「前事略」三に

九月（咸豐四年）客亂始起・・・遽乘紅匪之擾、狡焉思逞、時客中富豪、有高三者、幼子為紅匪擄殺、不惜傾家、以圖洩憤・・・推武舉馬從龍為魁首。

とあり、民国『赤溪縣志』（同前）に

客紳舉人馬從龍・・・奉總督葉名琛諭飭。

とあるように、清代における貨幣経済の成長の中で、勤労によつて土地所有を拡大し、商業活動を展開することにより客中富豪あるいは客紳一生員・舉人等の郷紳地主に上昇する階層が析出され、客民の内部にも地主・佃戸の階級関係を生じたが、これら地主層は血縁・地縁關係の強化（同族組織・客村の拡大）を通して階級支配を実現し、一方、土着地主に対抗していくのである。赤溪縣志（同前）によれば、既に乾隆初期、鶴山・開平・恩平等の諸県で客籍が土着とともに科挙に

応試することを認められており、早く定住した客民の中から地主に上昇するものが生れていたが、このような階層分化が、より進行するのには、前記の人口増加の趨勢からみても嘉慶以降であろうと考えられる。

『恩平土客互鬪緣由』（咸豐六年）に

且有客籍士子、在於恩平入籍應試者、又須土著廩生結保、客籍廩生、不得自行保結、土著廩生、恐客籍士子常有搶冒等弊、臨場每多刁難、是以年前客民歷與土著控爭廩保、奉憲審斷、永遠不准客廩保結、遂致客民懷恨成仇。

とあり、恩平県では科挙において客籍の受験者は自ら身元保証をなし

えず、土着の廩生一郷紳による保証が必要であるという差別待遇を受け、土着による妨礙を被ることが多かつたが、当局は遂に紛争の処理として客籍に対する保証を認めないこととなつた。このように旧来、地域の支配権を保持してきた土着郷紳層が、地方当局の権力を背景に、抬頭してきた客籍地主層を圧迫排除することによって土客の地主階層間の対立も増大していくことは、他の地域にも一般的に見られた事象であろう。

以上のように、階層分化の進展により、土客の対抗も本来の基本的な土着地主と客民佃農との階級関係が増城県の例に見られるように顕在化してきたほかに、土客地主間の対立、当初から存在してはいたが、人口増大に伴う耕地取得競争によつて高まる土客農民間の対立等、複雑多面的なものとなってきたが、客籍地主層の出現により、その支配の保持のために血縁・地縁の客民共同体の結束強化が図られ、それに

よつて土客共同体間の緊張が高まり、械闘が起るようになつてきた。それは清代中期—嘉慶以降の事象と考えられる。廣東は元来、同族間等の械闘の盛んな地域であり、清代の程含章は「粵東風俗之壞、誠莫過於械闘」と述べている。械闘の原因の主なものは土地、水利あるいは墳墓に関する紛争であった。<sup>(19)</sup>

### 3

嘉慶時代の兩広總督那彥成の『那文毅公奏議』卷五「嘉慶七年（一八〇二）十二月初一日奏為遵旨查訪会匪滋事緣由拠實具奏事」に添弟会名、起於福建漳泉、粵之惠潮、与之接壤、沿習既久、遂成土俗、粵省人民、多聚族而居、其客籍寄居者、均係無業游民、性復犷悍、聚完成群、遂結拝添弟会、遇事互相帮助、会内亦間有本处之人、而係客籍者、十居八九。

とある。添弟会は天地会である。佐々木正哉氏の論考によれば天地会（あるいは三合会、三点会）は明末清初以来、福建、廣東、台灣で活動していた各種結社の特長と伝統を吸收しながら長期間に亘って徐々に完成された民衆組織であり、擬制的な兄弟関係を結ぶ歃血結拝と拝天地の作法によって入会し、反清復明、剝富濟貧を倡える反体制結社として乾隆四〇年（一七七五）以降、福建・廣東の交界地方に出現したと考えられるが、活潑な動きが見られるようになるのは、清朝支配が凋落の兆候を示し始める嘉慶以降であり、加重されてくる体制の抑圧の下に自衛力の強化を切実に求めていた民衆の中に深くその影響力

を浸透させ、那彦成をして「遂成土俗」といわせるまでになつたのである。光緒時代（一八七五—一九〇八）の兩広總督譚鐘麟は天地会が仲間的連帯によつて民衆と密着していた状況を次のように述べている。『譚文勤公奏稿』卷一七「剿弁廣東土匪優獎出力員紳摺」に

其著名土匪……平日好行小惠、以所刦余贓、散給貧民、故所至咸相容隱、莫能得其蹤跡

とあり、同卷一八「石城等会匪滋事派營拝弁摺」に

廣東高州府一帶、向有三点会名目、散則為民、聚則為匪

とある。このようにして天地会は清代中期以降、廣東の民衆鬭争に極めて積極的な役割を果したのである。<sup>(13)</sup>

同族結合の強固な廣東で、後來寄居、異姓無産の客民は、土着による既成の社会秩序から排除されている状況の中で、自衛のための仲間組織を結んで対抗するほのかなかつたが、天地会の影響が拡大するに従つて、その傘下に加わり相互帮助の力を強めていった。天地会は貧窮の土着民も入つてゐるが、加盟の大半は既存の秩序の枠からはみだした客民によつて占められていたという。勿論、降つて道光時代（一八二一一五〇）に至り、体制的矛盾が更に増大し、秩序の動搖が一層頭著となつた時、旧來の血縁・地縁関係によつて包摶しきれなくなつた大量の土着民が天地会に参加していくのである。

光緒初年に廣東の知県を歴任した徐賡陞の『不慊齋漫存』卷三「查弁高州会匪第一廳」に

倘慮八盟拝会、相約保身家、愚民無知、多被説誣。

とあり、趙元英「紅兵紀事」（『近代史資料』一九五五年第三期）に  
党不分主僕尊卑、概称兄弟、即嘉慶初年所謂天地会也。

とあるように、天地会は天、地のほか日、月、伝承される会の創立者などを併せて八拜する作法によって入会し、義兄弟という横の関係を結んで共に身家の保全を約するという相互扶助団体の性格をもち、『不嫌齋漫存』卷七「上張香濤督部第二書」に

三合会匪・・・自広肇以迄高廉、西至濱梧等郡、所在有之・・・伝遞密号、千里相通。

とあるように、同族結合、村落結合の狭い枠を超えて広汎に広東・広西の民衆を組織してゆく連帶性をもつていた。前述のように血縁・地縁によつて身家の安全を保証されなかつた多くの客民が天地会に参加してゆくのは当然の勢であつた。

那彦成の前文に続いて  
其土著民人、因客籍結会、恐被擾害、又因深山耕牛難得、牛隻又被添弟会偷竊、亦各於鄉内、糾衆立会、每戶按年派錢、存為公項使用、名之曰牛頭会、两会之人、彼此爭競、積怨構釁、互為仇敵、已非一日。

とある。客民が天地会に依拠して連帶し、却富濟貧の立場で土着の地主あるいは富農の耕牛を盜奪する闘いをしかけた時、土着の地主は農民を牛頭会に組織して共同体的結束を固め、双方の抗争が激しくなつていつた。既述のようく客籍地主の出現による客民共同体の強化について、嘉慶以降、土客の械闘が盛んとなるが、一方それとは別に、疎

外された無援の客民が天地会に結集することにより、本来の客民佃農の土着地主への対抗が土客械闘に変形して展開されるようになった。

天地会は清代の広東における反体制運動の中核として重要な意義をもつものであつたが、反面、大きな弱点、限界を伴つてゐた。即ち反清復明という以上に具体的に明確な政治目標をもつておらず、前出の「上張香濤督部第二書」に

至会匪雖或難圖、猶幸散漫而無統率・・・満其鑿鑿之欲、仍可転移・・・撫其梟傑、宣節門之信賞、授反正之機、宜正可格其非心、收為暗助。

とあり、黎攀繆『詒蔭堂奏議』の「敬陳粵東積弊十事疏」（道光一六年）に

有所謂三合会、三点会、添弟会名目・・・包送鴉片私瘡。

とあるように、組織としての強固な統一性を欠除しており、指導者がその私利私欲に乗せられ、利によって誘われて支配側の手先とされたり、阿片の密輸に従事するような頽靡性を免れず、人民的規律が常に保持されているとは限らなかつた。従つてその高い戦闘力が必ずしも権力への対抗に集中されず、民衆が相互に血縁・地縁の利害によつて武闘し、あるいは却富濟貧の名の下に掠奪が民衆に及ぶ破壊的行動を抑制できなかつた。天地会の連帶は同族・村落の閉鎖性を充分に克服するには至らなかつたのである。それは前記の牛頭会の例にも見られるところであり、天地会は土客を超えて民衆を結集し、支配権力に対する明確な原理を欠除していたといわなければならぬであろう。

咸豐四年より五年に亘り、廣東天地会は、清朝中期以降に増大し、

阿片戦争後に更に深化した社会的矛盾の克服をめざして、全省の大半を制圧する大規模な清朝打倒の闘いに立ちあがるまでに成長していた。<sup>(15)</sup> この闘いにおいても前記のように散漫にして組織的統制力に欠ける弱点を免れなかつたが、同治『樂昌原志』（韶州府屬）卷一二「事紀志一兵燹」に

咸豐四年七月十一日、紅頭賊葛老勝・・・由省垣一路掠至昌・・・

猶幸賊首令敗、不妄殺人、日久賊衆不及制

とあるように、叛乱の拡大に従つて制御が及ばなくなつたとはい、

本来、民衆に対する規律も嚴守されていた。叛乱は南京条約の締結に基いて清朝支援を有利と判断した外國勢力による妨害を主要な一因として敗北したけれども、その後、指導者であつた陳開等により、広西において、封建的土地所有の否定——土地革命という、具体化されなかつたとはい高度の政治目標が宣言されるまでの段階に到達したのである。この叛乱において光緒『高明原志』（同前）に

六月二十三日（咸豐四年）紅逆拠城、時土匪入会者、什之二三、客匪入会者、什之七八、皆以紅巾纏頭。

とあるように、客民がその主体をなしていたことは、前出那彦成の上奏からも首肯できるところであるが、多くの貧窮の土着民も参加し、共に清朝権力に反逆したのである。天地会の連帶性が土客の枠、地縁

・血縁の閉鎖性を超えて発揚されたといえるであろう。  
しかし民衆のすべてが叛乱に参加したわけではない。民国『赤溪県

志』（同前）に

咸豐四年、紅巾賊起、恩平土匪撲県城、知県・・・専募客勇防守、時高明、開平、鶴山等県城及肇慶府城、亦有賊來攻、悉募客勇守之・・・開平土匪・・・囮撲新寧縣城、知県・・・論客紳楊錦瀾等、

招募客勇、客勇到城固守、未幾紅巾土賊・・・攻陷鶴山県城・・・該県客紳挙人馬從龍、張寶銘等、奉總督葉名琛諭飭、統帶客勇、協助官軍・・・復令新任鶴山知県、統率客勇、搜剿余賊、時為賊目及附賊者、多土屬人、聞剿懼之、乃煽布謠言、謂客民挾官剿土、土衆惑之、乘勢助匪、殺掠客民、客民起而報復。

とあるように、当局は既成の土客対立を利用し、肇慶府の恩平・高明・開平・鶴山・高要（府城）の諸県及び広州府新寧県において、客紳の指導する客民共同体をして土着民叛乱部隊の鎮圧に当らせた。清朝権力への憎悪より目前の土着への伝統的な怨恨が強く意識される場合もあったわけである。鶴山県においては、土着民は討伐の及ぶのを恐れ、客民が威をたのんで土着の土地を奪うというデマを流す擾亂戦術に出、これに煽惑された土着は蜂起して客民を殺掠し、客民は更にこれに報復する激烈な械闘が起つた。赤溪県志には続いて

因開平歇馬梁姓土人、曾有附賊者、慮官捕治、又兼伊族与鄭吳二姓、爭山地建村有隙、懼為鄭吳所併、思釀土客鬭禍以解之、乃賄使土匪・・・同殺客民・・・焚掠高坪・・・一帶客村、客屬聞之大憤・・

・焚燬土民長安・・・等十数村居・・・由是而開平土人与客仇鬪之事以起、復籍是煽動各縣土屬、聯同逐客、時土勢強而客寡弱、間有土紳、亦以為客易剪除、因佔其村居田產・・・於是恩平、高明等縣土屬、又起而与客為難・・・迨至六年、而新寧土客、亦遭波及矣。

とあり、開平縣においても叛乱に参加して官の追捕を恐れた土着民が、その所属する同族と客民同族との間に以前から紛争のあった土地を、官憲を後だてとする客側に占奪されることを危惧して土客械闘による解決を企図し、殺し屋を雇つて客民を殺害することを手始めに、多くの客村の焼打ちに発展、更に他県との土着聯合による械闘となり、この間、土着郷紳は客民側の劣勢に乗じて客民の田産を掠取、このようにして恩平・高明等の各県にも拡延し、更に咸豐六年には広州府新寧縣に波及していった。

#### 前出の「恩平土客互鬪緣由」（咸豐六年）は

本案因何事起畔爭歐、緣卑縣客民、向耕土著田地、每年秋收之時、土著紳耆、均欲照數全收、若有絲毫拖欠、即行當面声斥、客民畏其富強、敢怒而不敢言。

と記し、次に既出の科举における客籍の受験者に対する土着郷紳の圧迫妨害を述べ、更に続けて

迨至咸豐四年、土匪滋事、肇郡失守、卑縣土客各村、團練勇壯、客民因土民梁亞高等為匪、遂謂土著均屬匪徒、即藉幫同官兵剿捕之名、乘機報復前嫌、致成瓦鬪、是本案起畔之緣由也。といつてある。即ち小作料の滞納を許さない土着郷紳のきびしい収奪

に対する客民佃農の押し殺してきた怒りと土着郷紳の圧力に対する客籍地主層の憤りとが重なりあって土着地主に対する客民の深い宿怨があつた。天地会の叛乱に多くの土着民が参加した時、客民共同体は官側を助けることに名をかりて郷紳を頂点とする土着共同体への積忿を晴らそうとしたことが、土客の激闘を誘発したのである。

以上のように從来から土客対立の基盤にあつた土地問題が、この時期、双方の反目を大規模な械闘に燃え上らせる主要な原因であつたが、既述のように土客双方における階層分化の進展によつて土着地主と客民佃農の対立に一元化されたものではないことは明らかである。とはいへ、「高明縣紳士楊琳廩」<sup>(1)</sup>に

自去歲（咸豐四年）六月・・・糾合内外土客紅匪千余人、突攻高明城・・・賊遂蜂擁入城・・・琳即隨衆紳、各督子弟、入城攻擊・・・旋激励各鄉、添集丁壯、竭力合攻、賊始退出城外數里屯聚、嗣土客紅匪同而不和・・・而党羽遂分。

沢河地沃人饒、久為客籍垂涎、十月中、故以逋租起鬭、声称不殺不休、二十一日、伊鄉斉集清平堡衆紳、前往理勸、詎料先受其害、候選訓導何雲鄉・・・等十余人、俱被掩殺、乘勢攻陷沢河村・・・乃伊等自知罪不容誅、欲以復城之功、掩其滔天之惡・・・進攻賊巢、殺賊多名、余賊遠遁、並請留勇守城、縣主方謂、彼知公義、不敢復踏前非・・・殊伊等倚勢作威、只圖蚕食、挾官逞毒。

とある。即ち客民佃農が抗租によつて土着地主と鬭い、説得に当つた土着郷紳を殺して沢河村の土着の田産を占拠した。あるいはこの場合、

客籍地主も参加していたかもしない。一方、当局に協力し、おそらく土客の分裂した後の土着叛乱軍を攻撃敗退させて県城を保守し、官勢をたのんで土着への圧迫をほしいままにしたという。土着地主への対抗と権力への癒着とが結びついており、土客農民間の鬭いも含まれているところに土客械闘の複雑な様相が伺えるが、この中に農民闘争の側面を認めるることはできるであろう。また光緒『高明県志』（同前）に

（咸豐十一年）知県陸鐘江莅任、為客梗塞、不能督衙、駐紮院涌・  
・・土弱客強、賦稅無從出・・・伏查卑縣屬、向分上中下三坊、而  
糧額則上中居十分之八、溯自七年交闘而後、上中田畠、尽為客籍霸  
耕。

とあり、知県が客民に阻まれて県城に赴任できず、徵稅も思うに任せない。咸豐七年の土客械闘以降、県の錢糧の半が徵收される上中坊の田畠が客民に横領耕作されているというのは、その田畠の中に土着農民の所有地もあるであろうが、そこに抗租抗糧の鬭いを見ることができるであろう。しかし土客械闘を全体的に見れば、天地会叛乱の敗北により民衆が清朝打倒という共通の大目的を達成できなかつた混沌のままに、土客の反目につけいつて清朝への鋒先をそらせようとする当局の分断策にのせられ、土客の民衆は共同体間の抗争の中で相互に土地を奪いあい殺しあうアーナーキーな動きに陥ってしまった。当時、太平天国運動の展開による体制的危機に加えて天地会叛乱の打撃を受けた当局にとって、民衆を民衆と戦わせることが、治安混亂のマイナ

ス面を差引いてもなお効果的な方策だったのである。民国『赤溪県志』（同前）に

適是時洪楊肇事、各屬土賊蠭起、省吏兼籌剿堵未遑、又以土客係屬私鬭而忽之、無兵到境制止、以致鬭事積年莫解、蔓延日廣。

とあり、当局が太平天国運動への対応に追われていたことと私鬭であるとの判断から制止しなかつたといつてはいるが、むしろ意図的なものがあつたと考えるべきであろう。

土客械闘は同治六年（一八六七）の終息に至るまで十三年に亘った。以下、民国『赤溪県志』（同前）によつて概略の経過を辿ると、その間の双方の死者百万あるいは各々數十万という。勿論、極めて不正確な数字であるが、その慘烈さを伺えるであろう。

咸豐二〇年（一八六〇）第二次アヘン戦争の終了による北京条約の締結によつて、列強は太平天国に対する中立を清朝援助に転換し、清朝は列強への従属性を深める反面に、体制の再編を図ることとなつたが、これに対応するかの如く翌一年、廣東当局は危局の深化を阻止するためとつてきた從来の分断策を転向し、治安回復のために鶴山・高明・開平・陽江・新寧六県の「土客聯和」を厳諭した。同治初年の廣東巡撫郭崇燾は前出の「肇慶各屬土客一案派員馳往弁理情形疏」で

土客一案、千端万緒、紛紛轡轔、其是非曲直、竟亦無從分弁。と述べているが、土客いざれにも加担しないのがこの時点での当局の一般的な姿勢であった。

具体策として新寧県東路においては「与土聯和、以產換產劃界」と勧諭した。即ち土客の居住区域を分離し相互に土地を交換するのである。しかし新寧県西路では、土着が土地を客民に廉売して武器を購入し、械闘の再開を企図した。これに幻惑されて、客民の間に土地の争奪をめぐり不和を生じた。階層分化によって生れていた共同体内部の対抗関係が、対外的緊張の緩和したかに見えた時、忽ち頑在化したのである。これに乗じて同治元年（一八六二）新寧・開平二県の土着は再び攻撃をしかけ、同三年に至り客民は遂に全面的に敗退して「西路客属千百村居、全數淪亡、而客田千余頃、悉為土人佔有矣」という状況となり、死を免れたものは海外を含めて各地に流亡していった。四年、当局は客民を西路の旧郷に安堵させるための保護策を講じたが、なお安定を得られず、五年、遂に客民の「遣散」を実施するに至った。

即ち資金を給し、軍隊によつて途上を保護し、遠く高州府、廉州府、雷州府、瓊州府及び広西への移住を勧め、これによつて「開平、恩平及新寧西路一帯、無復有客民足跡、而客属村居田産、概為土人佔有矣」となつた。この遠路の移動が客民にとって堪えがたい程の苦難の道であったことはいうまでもない。当局は必ずしも土客の一方に加担する姿勢をとつていなかつたが、全般的にいつて土客の力関係に優劣がある以上、客民が一層の苦界に沈淪するのは避けがたい勢であつた。また西路から逃避した客民が二万余に及んだ新寧県東路では、同治三年から、またも械闘が続き、当局が情報の判断を誤つて土着に加担した武力干渉も行われたが、その誤りを認めて同治六年（一八六七）四月、

前記の咸豐二年の方策に従つて「土客紳民、积嫌繳械聯和、以產換產」と曉諭し、更にこれを推進して一二月、新寧県を分割し、土着から分離された客民の居住地域を独立の行政区として赤溪庁を設け、こ

れによつて十余年に及ぶ土客械闘は、権力の意志のままに、ともかくも終焉を迎えることとなつた。すでに同治三年、太平天国運動は潰滅し、なお国内の動乱は鎮静していなかつたものの、同治中興の名による体制強化が企図されていた時、その全体的政策の一環として、廣東当局にとつても治安の再編が当面の課題とされたのである。

### おわりに

清代廣東の土客対立は、本来、基本的には土着地主と劣悪な条件の下におかれた隸属性の強い客民佃農の階級関係であつたが、客民は土着による既成の血縁・地縁に基く秩序から疎外されていたので、土着全体と客民との対立も当初から存在していた。時代の経過と共に貨幣経済の発展、人口増加の中で客民の一部は勤労によつて一田両主制を成立させるまでに経済力と自立性とを高めた農民に成長し、更に郷紳地主への上昇一階級関係の形成が見られ、土客の対立も複雑なものとなつた。このような過程で客民の側にも血縁・地縁関係が成熟していくが、土客の地主層がそれぞれ自らの支配の基盤となる血縁・地縁の共同体的結束の強化に努めるところから、共同体間の緊張が高まり、当初から存在した土客の対立が、この新しい状況の中で内実を変えて械闘として頑在化してきた。

一方、華南において清朝打倒をめざす天地会は、清代中期以降の社会的矛盾の増大に伴つて影響力を拡大し、広汎な民衆を組織して反体制の中核となつたが、客民が天地会に参加して土着地主に対抗するところから土客械闘が誘発されるようになつた。会党的結集は必ずしも共同体的結集の狭隘性を超克しえない限界を免れなかつた。それが最も明らかに示されたのが咸豐・同治年間の土客械闘である。たしかに天地会叛乱において土客の民衆は連帶して清朝打倒のために闘つたが、叛乱の挫折の中で、その結果は忽ち破れ去つた。その後から十余年に亘る土客械闘において、民衆が共同体的結集の下で殺しあい、死者数十万に上つた破壊的行動を抑止するために、天地会はなんら有効に機能しなかつたのである。このように大きなマイナスを広東民衆の歴史の上に刻印しながらも、天地会はなお唯一の反体制の民衆結社として生き続けたのである。それがこの時代の民衆運動の限界といふものであらう。後の光緒時代に彭玉麟は『彭剛直公奏稿』卷五「会奏広東積弊摺」で

桀黠之徒、信為天地会三点会等名目……潛相糾結、已數十年……  
・數千里之間、黨類偏布、聲息相通……雖經懲創、根株尚深。  
と述べ、天地会が体制にとって抜くづかのれる脅威として定着して、たことを明らかにしてゐる。

註

- (1) 抽稿「清代の廣東における農民闘争の基盤」(『東洋学報』五一一四 昭和四四年)。

(2)

咸豐・同治年間の土客械闘については森田明「清代廣東の土客械闘と地方権力—嶺西地域の一事例」(今永清二編『中国における権力構造の史的研究』昭和五七年所収)を参照。また太平天国運動において廣西の客家が、なにゆえ、一神教であり偶像礼拝をきびしく否定する拜上帝教を受容したかを論じた小島晋治「拜上帝教・拜上帝会と客家の関係—一つの試論」(『中国近代史研究』一 昭和五六)から多くの教示を受けた。なお中国における客家の歴史について、日本では近年、中川学氏により唐代に溯及して、その形成発展の過程を解明する研究が進められている。中川学「客家中国人の政治経済史像」(アジア政経学会『客家論の現代的構図』昭和五五年所収)及び『客家論の現代的構図』の「文献目録」所収の中川論文を参照。また客家語を用いる客家と清代の廣東に関する史料に見られる客民とが、全く重なりあうものかどうかを検討する余裕がない。

(3) 广東の同族に関する研究は、片山剛「清末廣東省珠江デルタの岡甲表とそれをめぐる諸問題—税糧・戸籍・同族」(『史学雑誌』九一一四 昭和五七年)、「清代廣東省珠江デルタの岡甲制について—税糧・戸籍・同族」(『東洋学報』六三一)・四 昭和五七年)による画期的な深化をみた。

(4) Myron L. Cohen; The Hakka or "guest people": dialect as a sociocultural variable in southeastern China. (Ethnohistory, vol. 15 No. 3, summer 1968, pp. 237~92) p. 257.

(5) 『中國近代農業史資料』第一輯九頁だいしょく。

(6) ibid. p. 253.

(7) ibid. pp. 253~54.

(8) 同上にいひてば仁井田陞「中國の同族又は村落の土地所有問題」(『中

国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』所収) を参照。

(9) 佐々木正哉編『清末の秘密結社 資料篇』一九六七年所収。

(10) 仁井田陞「中国の同族部落の械鬥」(仁井田陞『中国の農村家族』所収)による。

(11) 佐々木正哉「天地会成立の背景」(『明治大学人文科学研究所紀要』第7冊 昭和四三年所収)。

(12) 嘉慶以後の廣東における天地会の活動について、佐々木正哉「咸豐四年廣東天地会の叛乱」(『近代中國研究センター彙報』一一九六二年所収)を参照。

(13) 註1に同じ。

(14) 註11に同じ。

(15) 註12に同じ。

(16) 註10の仁井田論文に「械鬥に参加する者は族人のみではない。程含章が頑民習鳥鎗以待雇倩」というように、平素から鳥銃(鳥鎗)を打つことを練習し、械鬥のために雇われ、殺人を以て生業とする者がある」とある。(『中國の農村家族』三八五頁)。

(17) 註9に同じ。

(本学教授・東洋史学)